

別表第2(第5条関係)

履修すべき授業科目及び履修すべき単位数

| 区分 | 共通教育科目 | | | | | | 専門科目 |
|-----|--------|---|-------------------|--------------------|---|----------------|--------|
| | 教養科目 | 基礎科目 | | | | 日本語・日本事情 | |
| | | 外国語科目 (備考1参照) | 健康科学 科目 | 新入生ゼミ ナール 科目 | 基礎科学科目 | 日本語・日本事情 科目 | |
| 1年次 | 16単位 | 英語4単位 (「フレッシュマン・アカデミック・イングリッシュ」2単位「コミュニケーションカテゴリー・イングリッシュ」2単位) | 健康科学・理論と実践 2単位 | 新入生ゼミナール2単位 | 微分積分学 4単位 力学 2単位 電磁気学 2単位 一般化学 4単位 生物科学 4単位 計16単位 | (備考2参照) | 別に定める。 |
| 2年次 | 4単位 | 英語4単位(「アカデミック・イングリッシュ」4単位) | | | 基礎科学実験 2単位 計2単位 | | |
| 3年次 | | | | | | | |
| 4年次 | | | | | | | |
| 5年次 | | | | | | | |
| 6年次 | | | | | | | |

備考

- 1 外国語科目にあつては、英語以外の授業科目を履修し、修得した単位については、履修すべき単位に算入することはできない。ただし、ドイツ語及びフランス語の授業科目にあつては、当該科目を履修し、修得した単位については、教養科目の履修すべき単位に算入することができる。
- 2 外国人留学生については、日本語・日本事情の授業科目を履修し、単位を修得した場合は、これらの単位をもって、教養科目の履修すべき20単位に算入することができる。